11　施設外就労加算	100単位
注　指定就労継続支援Ａ型事業所等において、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者の数に応じ、１日につき所定単位数を加算する。	
12　（略）	
12の２　賃金向上達成指導員配置加算	
イ　利用定員が20人以下の場合	70単位
ロ　利用定員が21人以上40人以下の場合	43単位
ハ　利用定員が41人以上60人以下の場合	26単位
ニ　利用定員が61人以上80人以下の場合	19単位
ホ　利用定員が81人以上の場合	15単位
注　指定障害福祉サービス基準第186条に定める人員配置に加え、賃金向上達成指導員（生産活動収入を増やすための販路拡大、商品開発、労働時間の増加その他の賃金向上を図るための取組に係る計画（以下「賃金向上計画」という。）を作成し、当該賃金向上計画に掲げた内容の達成に向けて積極的に取り組むための指導員をいう。以下同じ。）を、常勤換算方法で１以上配置し、かつ、就労継続支援Ａ型事業所と雇用契約を締結している利用者のキャリアアップ（職務経験、職業訓練又は教育訓練の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の改善が図られることをいう。）を図るための措置を講じているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等において、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算する。	
13　送迎加算	
イ　送迎加算(Ⅰ)	21単位
ロ　送迎加算(Ⅱ)	10単位
注１　（略）	
２　別に厚生労働大臣が定める送迎を実施している場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。	
14　障害福祉サービスの体験利用支援加算	
イ　障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)	500単位
ロ　障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	250単位
注１　イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定就労継続支援Ａ型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。	
(1)・(2)　（略）	
２　イについては、体験的な利用を開始した日から起算して５日以内の期間について算定する。	
３　ロについては、体験的な利用を開始した日から起算して６日以上15日以内の期間について算定する。	

11　施設外就労加算	100単位
注　指定就労継続支援Ａ型事業所等において、月の利用日数から事業所内における必要な支援等を行うための２日を除く日数を限度として、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者の数に応じ、１日につき所定単位数を加算する。	
12　（略）	
（新設）	
13　送迎加算	
イ　送迎加算(Ⅰ)	27単位
ロ　送迎加算(Ⅱ)	13単位
注　（略）	
（新設）	
14　障害福祉サービスの体験利用支援加算	300単位
（新設）	
（新設）	
注　指定障害者支援施設等において指定就労継続支援Ａ型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。	
(1)・(2)　（略）	
（新設）	
（新設）	